

最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等について

平成25年7月1日以降に公告する予定価格（税込み）が250万円超の工事及び100万円超の工事関連業務に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等については、下記のとおりとします。

なお、本文中の最低制限価格、調査基準価格及び予定価格で「（税込み）」と記載していないものは、税抜きの金額を表します。

記

1 建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法

(1) 最低制限価格の算定方法 <予定価格（税込み）が250万円超6千万円未満の場合>

次の算定式により最低制限価格を算出します。ただし、その額が、設定範囲の下限額に満たない場合はその下限額が、上限額を超える場合はその上限額が最低制限価格となります。

算定式（合計額の1,000円未満切捨て）

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×55%

設定範囲

下限額 ... 予定価格の75% <1,000円未満切上げ>

上限額 ... 予定価格の90% <1,000円未満切捨て>

特別な場合

特に必要があると認めるときは、予定価格の75%から90%の範囲内で適宜に最低制限価格を算出します。

(2) 調査基準価格の算定方法 <予定価格（税込み）が6千万円以上の場合>

次の算定式により調査基準価格を算出します。ただし、その額が、設定範囲の下限額に満たない場合はその下限額が、上限額を超える場合はその上限額が調査基準価格となります。

算定式（合計額の1,000円未満切捨て）

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×55%

設定範囲

下限額 ... 予定価格の70% <1,000円未満切上げ>

上限額 ... 予定価格の90% <1,000円未満切捨て>

特別な場合

特に必要があると認めるときは、予定価格の70%から90%の範囲内で適宜に調査基準価格を算出します。

2 工事関連業務（工事監理業務を含む）に係る最低制限価格の算定方法 <予定価格（税込み）が100万円超の場合>

業務の種別ごとに、下記の算定式により最低制限価格を算出します。

ただし、その額が、設定範囲の下限額に満たない場合はその下限額が、上限額を超える場合はその上限額が最低制限価格となります。

算定式（合計額の1,000円未満切捨て）

- ・ 建築設計業務、設備設計業務及び建築工事監理業務
直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費 × 60% + 諸経費 × 60%
- ・ 地質調査業務
直接調査費 + 間接調査費 × 90% + 解析等調査業務費 × 75% + 諸経費 × 40%
- ・ 測量業務
直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 40%
- ・ 建設コンサルタント業務、造園業務及び土木工事監理業務(新基準)
直接原価（直接人件費 + 直接経費） + その他原価 × 90% + 一般管理費等 × 30%
- ・ 建設コンサルタント業務、造園業務及び土木工事監理業務（(新基準)を除く）
直接業務費（直接人件費 + 直接経費） + 技術経費 × 60% + 諸経費 × 60%
- ・ 補償コンサルタント業務（用地調査等業務費積算基準(案)）
直接原価（直接人件費 + 直接経費） + その他原価 × 90% + 一般管理費等 × 30%
- ・ 補償コンサルタント業務（用地調査等業務費積算基準(案)を除く）
直接業務費（直接人件費 + 直接経費） + 技術経費 × 60% + 諸経費 × 60%

設定範囲

下限額 ... 予定価格の3分の2 <1,000円未満切上げ>

上限額 ... 予定価格の85% <1,000円未満切捨て>

特別な場合

特に必要があると認めるときは、予定価格の3分の2から85%の範囲内で適宜に最低制限価格を算出します。

3 「特別な場合」の算定方法

1(1)、(2) 及び2 の「特別な場合」における最低制限価格及び調査基準価格の算定方法については、以下の取扱いとします。なお、これ以外については、別途お知らせします。

(1) 一の工事において、複数の工事を一括発注する場合

それぞれの工事で経費計算した上、工事価格（税抜き設計金額）を合算している場合

【具体例】...主たる工事である下水管布設工事に上水道仮配管工事とマンホールポンプ設備工事を一括して発注する工事

（算定方法）工事ごとの直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をそれぞれ合計した金額を工事価格の内訳として、一般的な最低制限価格及び調査基準価格の算定方法に従って算出します。

下請経費込みで積算する下請工事の価格を、主たる工事の直接工事費の内訳として積み上げている場合

【具体例】...主たる工事である建築工事に下請の設備工事を一括して発注する工事

(算定方法) 下請経費を含めた下請工事の価格は、「直接工事費」として取り扱い、一般的な最低制限価格及び調査基準価格の算定方法に従って算出します。

(2) 特別な費目の場合

一般的な工事の設計書では、工事価格(税抜き設計金額)を算出する場合、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の4項目を基準にしていますが、特殊な工事の設計書では、4項目以外の内訳として記載されている特別な費目があります。このような特別な費目の場合は、下表のとおり、4項目に分類して、最低制限価格及び調査基準価格を算出します。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
工場製作費 (工場製作工)	事業損失防止施設費	工場管理費	通信回線契約諸経費
機器費 (機器単体費)		機器管理費	水道管移設に伴う申請手数料
直接製作費		設計技術費	
処分費		技術者間接費	
機械設備製作等		据付間接費	
		間接労務費	
		点検整備間接費	

(3) 異なる業務種別の工事関連業務を一括発注する場合の取扱い

異なる業務種別の工事関連業務を一括発注する場合は、それぞれの業務種別ごとで、2 の算定式に従い金額を算出した上で、それらすべてを合計したものが最低制限価格となります。

1 交通量調査業務の取扱い

異なる業務種別に交通量調査業務が含まれる場合の同業務の算定式については、以下のとおりとします。

算定式

直接費 + 諸経費 × 40% (合計額の1,000円未満切捨て)

2 役務委託費の取扱い

異なる業務種別に役務委託費が含まれる場合の同業務の算定式については、以下のとおりとします。

算定式

直接委託費 + 共通仮設費積上分 + 役務委託諸経費 × 40% (合計額の1,000円未満切捨て)

4 適用開始時期

平成25年7月1日以降に公告する案件から適用します。

最低制限価格及び調査基準価格の算定方法（概要版）

本文中の最低制限価格、調査基準価格及び予定価格で「(税込み)」と記載していないものは、税抜きの金額を表します。

1 建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法

(1) 最低制限価格の算定方法 <予定価格(税込み)が250万円超6千万円未満の場合>

算定式	直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×55% <1,000円未満切捨て>
設定範囲	予定価格の75%から90%までの範囲

(2) 調査基準価格の算定方法 <予定価格(税込み)が6千万円以上の場合>

算定式	直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×55% <1,000円未満切捨て>
設定範囲	予定価格の70%から90%までの範囲

2 工事関連業務に係る最低制限価格の算定方法 <予定価格(税込み)が100万円超の場合>

業務種別	算定式(合計額の1,000円未満切捨て)			
建築設計業務及び設備設計業務(工事監理業務を含む。)	直接人件費 + 特別経費	+	技術料等経費の60%	+ 諸経費の60%
地質調査業務	直接調査費 + 間接調査費の90%	+	解析等調査業務費の75%	+ 諸経費の40%
測量業務	直接測量費 + 測量調査費	+	諸経費の40%	
建設コンサルタント業務及び造園業務(工事監理業務を含む。)(新基準)	直接原価(直接人件費+直接経費)	+	その他原価の90%	+ 一般管理費等の30%
建設コンサルタント業務及び造園業務(工事監理業務を含む。)((新基準)を除く)	直接業務費(直接人件費+直接経費)	+	技術経費の60%	+ 諸経費の60%
補償コンサルタント業務(用地調査等業務費積算基準(案))	直接原価(直接人件費+直接経費)	+	その他原価の90%	+ 一般管理費等の30%
補償コンサルタント業務(用地調査等業務費積算基準(案)を除く)	直接業務費(直接人件費+直接経費)	+	技術経費の60%	+ 諸経費の60%
設定範囲	予定価格の3分の2から85%までの範囲			